

岐南町告示第149号

令和7年第4回岐南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月17日

岐南町長 後藤友紀

記

1. 期 日 令和7年11月28日

2. 場 所 岐南町議会議場

◇

○議事日程

令和7年11月28日（金） 第1日

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第55号 岐南町印鑑条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第56号 岐南町手数料条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第57号 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第58号 岐南町体育施設等の指定管理者の指定について

第 7 議案第59号 岐南町南町民センターの指定管理者の指定について

て

◇

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◇

○出席議員

10 名

1 番 倉内貴成君

2 番 小椋正子君

3 番 廣瀬恵理子君

4 番 長谷川 淳君

5 番 松本 暁大君

6 番 三宅 祐司君

7 番 松原 浩二君

8 番 渡邊 憲司君

9 番 加藤雅浩君
10 番 小島英雄君

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤友紀君
副町	長	傍島敬隆君
教 育	長	野原弘康君
総合政策部	長	安田悟君
総務部	長	服部貴司君
こども未来部	長	三輪学君
健康福祉部	長	堀場康伸君
住民部	長	小野木崇夫君
基盤整備部	長	板橋篤志君
会計管理者		井上哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	撰田真広
書	記	高木明美

開会

午前10時00分 開会

○議長（加藤雅浩君） おはようございます。

令和7年第4回岐南町議会定例会を開会いたします。

開議

○議長（加藤雅浩君） ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤雅浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番 倉内貴成議員及び2番 小椋正子議員を指名します。



第2 会期の決定について

○議長（加藤雅浩君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月23日までの26日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月23日までの26日間に決定しました。



第3 議案第55号から第7 議案第59号まで

○議長（加藤雅浩君） 日程第3、議案第55号から日程第7、議案第59号までの5議案を一括で議題といたします。

（議案掲載省略）

○議長（加藤雅浩君） 町長から提案説明を求めます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 皆さん、おはようございます。

それでは、今定例会に提案をいたしました諸議案につきまして、その概要をご説明を申し上げます。

まず、議案第55号 岐南町印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律により生じる条項ずれのため、本条例中の引用条文の改正を行うものでございます。

なお、この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

次に、議案第56号 岐南町手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、全国のコンビニエンスストア等に設置する多機能端末機の利用による個人番号カード等を活用した行政証明書のコンビニ交付サービスの利用率向上を図るため、本条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間、手数料条例中、別表に掲げるもののうち、多機能端末機を利用した証明書等の交付にあつては手数料を100円減額することを定めるものでございます。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第57号 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、家庭的保育事業等を利用する乳幼児に対して行う健康診断について、母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合は、健康診断の全部、または一部を行わないことができるとする規定を追加するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第58号 岐南町体育施設等の指定管理者の指定についてでございます。

この案件は、現在、指定管理者制度を導入している体育施設等の指定期間満了に伴い、新たに指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

当該指定管理者の選定に当たりましては、去る10月14日に開催いたしました指定管理者選定委員会におきまして、各申請団体の提案を総合的に審査した結果、スポーツマックス・ミズノスポーツサービス共同事業体を候補者として選定をいたしましたので、当該団体を指定管理者として指定いたしたいものでございます。

なお、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で予定しております。

最後に、議案第59号 岐南町南町民センターの指定管理者の指定についてでございます。

この案件は、現在、指定管理者制度を導入しております南町民センターの指定期間満了に伴い、新たに指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

当該指定管理者の選定に当たりましては、去る10月14日に開催いたしました指定管理者選定委員会におきまして審査した結果、クリーン・ローズを候補者として選定をいたしましたので、当該団体を指定管理者として指定いたしたいものでございます。

なお、指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間で予定しております。

説明は以上でございます。

なお、補正予算につきましては、定例会4日目終了後、全員協議会において説明をさせていただきます。そして、最終日に上程をさせていただきます予定としております。

議員の皆様におかれましては、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

————— ◇ —————

休会

○議長（加藤雅浩君） お諮りします。議案精読のため、明日11月29日から12月2日までの4日間を休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君） 異議なしと認めます。したがって、11月29日から12月2日までの4日間、休会とすることに決定いたしました。なお、次回の会議は12月3日午前10時に開きます。

————— ◇ —————

散会

○議長（加藤雅浩君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

午前10時09分 散会

————— ◇ —————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

加藤雅浩

岐南町議会議員

倉内貴成

岐南町議会議員

小椋正子

